

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

身近にある整骨院や接骨院における柔道整復師による施術には、健康保険証が使える場合と使えない場合があります。

健康保険証が使える場合

- 転倒打撲やスポーツでの捻挫など、原因がはっきりした**外傷性の打撲・捻挫・挫傷**(肉離れなど)
※出血を伴う外傷は除く
- **骨折や脱臼**(応急処置の場合を除き、医師の同意が必要)



健康保険証が使えない場合

- 日常生活での単なる疲れ・肩こり・腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージなど
- 神経痛・リウマチ性疾患・関節炎などの内因性の関節や筋肉の痛み
- 椎間板ヘルニアなどの医師が治療すべき病気
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術
- 労災保険が適用される仕事や通勤途中に起きた負傷など

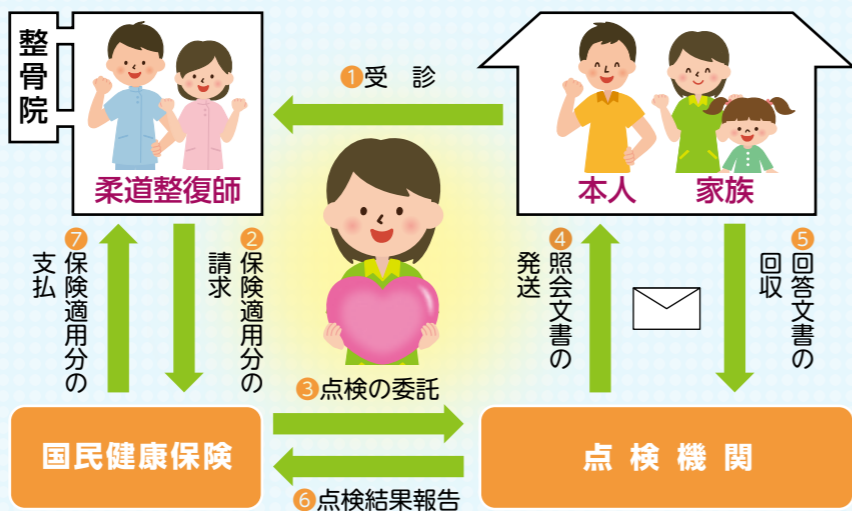


施術を受けるときの注意点

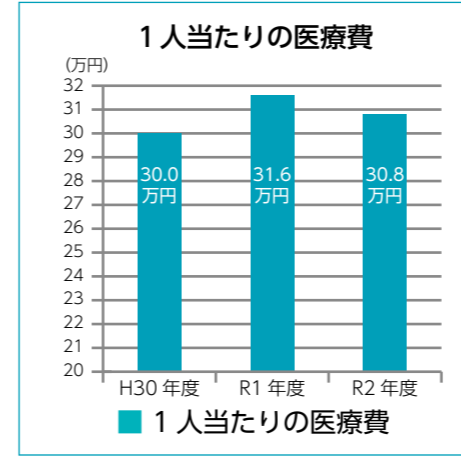
- ※**負傷原因を正しく伝える**.....
健康保険証が使えない場合があるので、負傷原因を正しく伝えましょう。また、交通事故に該当する場合は、市に届出が必要です。
- ※**病院での治療を重複できない**.....
同一の負傷について、外科や整形外科などでの治療と、柔道整復師の施術を同時期に重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
- ※**複数の整骨院・接骨院での重複受診に注意**.....
同一の負傷について、同時期に複数の施術所で施術を受けると、1カ所しか健康保険が適用されず、その他の施術料が全額自己負担となる場合があります。
- ※**療養費支給申請書の内容確認および署名**.....
申請書に表示される負傷原因・負傷名・日数・金額などを確認したうえで、委任欄への署名を行ってください。
- ※**施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受ける**.....
長期にわたって施術を受けている場合は、内科的要素も考えられるため、医師の診察をお勧めします。

施術内容等の照会についてご協力をお願いします

当市では、医療費の適正化のために施術内容の確認を点検機関に委託して実施しています。点検機関から施術内容確認のための照会文書が届くことがありますので、回答にご協力をお願いします。
※照会文書への回答に備えて必ず領収書を受取り、施術内容を記録しておきましょう。



うるま市国民健康保険課 国保給付係 989-5347

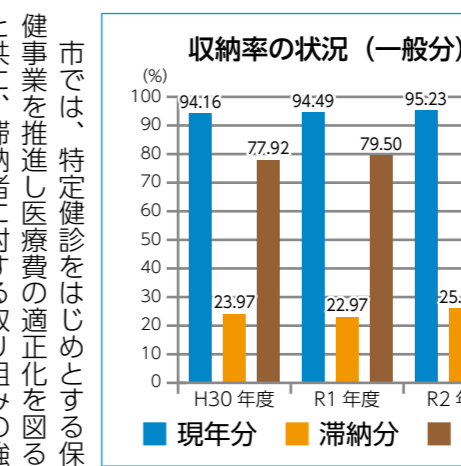


うるま市国民健康保険における1人当たりの医療費(推計値)は、左記のグラフのとおり、令和2年度は30万8千円で前年度と比較して2.5%減となっています。

国民健康保険(国保)は、加入者が納める国民健康保険料を主な財源としており、支払いが遅れ滞納したままでいると、大多数の被保険者と公平性を欠くこととなります。また、国保財政を圧迫し、制度自体の存続に支障をきたすこととなります。

市では、特定健診をはじめとする保健事業を推進し医療費の適正化を図ると共に、滞納者に対する取り組みの強化を図るなど、引き続き国保運営の安定化に努めていきます。加入者の皆様には、国民健康保険料の納期限内納付をお願いいたします。

災害にあった場合、病気や事業の休止、失業などの著しい所得の減少があった場合、申請によって受けられる減免制度があります(令和4年2月末日まで申請受付)。



また、令和2年度の国民健康保険料収納率(一般分)は、現年度分95.23%、滞納分は25.97%、全体で82.08%となっており、前年度と比較して全体で2.58%増となっています。

「うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン」(下記参照)

納税の公平性を保つため、再三の納付催告に対し反応がない場合、または納付可能な状況にもかかわらず自主的な納付に応じていただけない場合、やむを得ず滞納処分を行う場合がございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により納税義務者の収入が減少した場合、特例により減免が受けられます(令和4年3月末日まで申請受付)。納付等のご相談は随時受付しておりますので、まずはお早めに国民健康保険課までお問い合わせください。

国民健康保険料の納付は口座振替が便利です。納め忘れがなく、金融機関等に出かける手間が省ける安心便利な口座振替をお勧めします。本庁舎においては、キャッシュカードのみで口座振替手続きが完了するペイジー口座振替受付サービスがご利用いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により納税義務者の収入が減少した場合、特例により減免が受けられます(令和4年3月末日まで申請受付)。納付等のご相談は随時受付しておりますので、まずはお早めに国民健康保険課までお問い合わせください。

令和3年度うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン(抜粋) 令和3年7月1日作成

うるま市では「うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン」に基づき、国民健康保険料の未納者に対する指導を強化しています。国民健康保険料の未納がある方は、早期の納付をお願いします。

- 滞納状況の解消**
 - ① 文書送付及び広報による周知等により他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
 - ② 所得の未申告者に対し、電話等による申告勧奨を行い保険税賦課の適正化を図る。
 - ③ 滞納者に対し、電話催促や一斉催告書・個別催告書の送付等を実施し、納付勧奨を行う。
 - ④ 短期保険証を交付することにより、滞納者との接触の機会を図り、納税指導へつなげる。
- 収納の充実・強化**
 - ① 納税等お知らせセンターより初期滞納者への早期接触を図り、滞納の累積を防止する。
 - ② 納税等指導員会議及び勉強会を随時実施し、徴収業務の向上を図る。
- 滞納処分の実施**
 - ① 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
 - ② 1年以上の長期滞納者については、前住地・本籍地も含め財産調査を行う。
 - ③ 納税課と連携して財産調査・捜索・公売等を実施する。
 - ④ 滞納者に対しては、預貯金、給与、軍用地料等の債権及び動産・不動産等の差押え、車両のタイヤロック・ミラズロックを実施する。

支え合いの制度 国民健康保険 国民健康保険税の納期限内納付をお願いします。

【お問合せ先】
国民健康保険課
☎973-3202
☎989-5372